

石川県公報

令和3年7月5日(月曜日)

号 外

(第 45 号)

目 次

規 則		訓 令	
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	1	○過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則 (同)	7
○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	7	○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税 務 課)	24
		○石川県税犯則事件事務取扱規程の一部改正 (同)	24

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十六号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改める。

第七十条第二項中「第六十九号の三様式」を「第六十九号の四様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「条例第百四十四条の十三第一項の規定によつて種別割に係る納税証明書の交付の申請」を「前項の交付申請書の提出」に、「第六十九号様式」を「第六十九号の二様式」に、「第六十九号の二様式」を「第六十九号の三様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第百四十四条の十三第一項の規定により種別割に係る証明書の交付を申請しようとする者は、第六十九号様式による自動車税(種別割)納税証明書交付申請書を提出しなければならない。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第二号様式	納税証明書交付申請書	第七条の二」を
「第二号様式(その一)	納税証明書交付申請書	第七条の二
第二号様式(その二)	納税証明書交付申請書(競争入札参加資格審査申請用)	」に、
「第六十九号様式(その一)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号様式(その二)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号様式(その三)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の二様式	自動車税に係る証明印	第七十条を
第六十九号の三様式(その一)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の三様式(その二)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の三様式(その三)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条」

「第六十九号様式	自動車税(種別割)納税証明書交付申請書	第七十条
第六十九号の二様式(その一)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の二様式(その二)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の三様式	自動車税に係る証明印	第七十条
第六十九号の四様式(その一)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の四様式(その二)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第六十九号の四様式(その三)	自動車税(種別割)納税証明書	第七十条
第二号様式を次のように改める。		第七十条」

に改める。

第1号様式(その1)の次に次の様式を加える。

第2号様式(その2)

納税証明書交付申請書
(競争入札参加資格審査申請用)

石川 県 知 事
石川 県 事務所長 様

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。

住所

氏名

生年月日
電話番号
納税者との関係

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏名又は 法人名及び 代表者氏名	
生年月日	
電話番号	

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

※未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。

※特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 納税証明(都道府県)	<input type="checkbox"/> 納税証明(市区町村)	<input type="checkbox"/> 未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)	<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがない証明(都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ点を記入してください)	<input type="checkbox"/> 法人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税(種別割) <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税(土地家屋)(東京都23区) <input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産)(東京都23区) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 個人市区町村民税及び個人都道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割) <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他()		
証明を受けようとする地方税等の年度	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の申請枚数	枚	枚	枚	枚

備考(その他)

※担当部署記載欄

納税証明(都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計 〔内現金 円〕 円	確認者	領収担当者印 (サイン)
納税証明(市区町村)	税目数	年度	枚	円			
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円			
<input type="checkbox"/> 本人確認	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)〔						確認者

第五号様式(その二の二)(裏)中「第63条」を「第68条」に改める。

第八号様式(その一)、第八号様式(その二)及び第八号様式(その三)中「(収納取扱金融機関名)」を削る。

第十五号様式(表)中「殿」を「様」に改め、「市町名
収入役 印」を削り、「から」を「の」に改め、「(収納取扱
機関名)」を削り、「石川県 事務所出納員」を「石川県総務部税務課出納員」に改める。

第二十六号の六様式(その一)中「〔 搜索を受けた者との関係 〕 印」を「〔 搜索を受けた者との関係 〕
」に改める。

第二十六号の六様式(その二)中「〔 滞納者との関係 〕 印」を
「〔 滞納者との関係 〕 」に、「〔 第三債務者との関係 〕 印」を
「〔 第三債務者との関係 〕 」に改める。

第二十六号の六様式(その三)中「印」を削る。

第二十六号の六様式(その四)中「〔 滞納者との関係 〕 印」を
「〔 滞納者との関係 〕 」に、「〔 第三債務者との関係 〕 印」を
「〔 第三債務者との関係 〕 」に改める。

第二十六号の六様式(その五)中「印」を削る。

第二十六号の十一様式中「〔 滞納者との関係 〕 印」を
「〔 滞納者との関係 〕 」に、「〔 第三債務者との関係 〕 印」を
「〔 第三債務者との関係 〕 」に改める。

第二十六号の十四様式及び第二十六号の十五様式中「印」を削る。

第二十六号の十七様式中「立会人 () 印」を「立会人 () 」に
「差押財産占有調書謄本(次の保管者あて)を受領しました。」

「差押財産占有調書謄本(次の保管者あて)を受領しました。」
印」を
」に改める。

第二十六号の十八様式(その一)中「(滞納者との関係) 印」を
「(滞納者との関係) 」に、「(第三債務者との関係) 印」を
「(第三債務者との関係) 」に改める。

第二十六号の十八様式(その二)中「殿」を「様」に、「支店長
営業所長 印」を「支店長
営業所長 」に改める。

第二十六号の二十八様式(その三)中「支店長
営業所長 印」を「支店長
営業所長 」に改める。

第二十六号の二十九様式中「殿」を「様」に、「執行機関 印」を「執行機関
同様式備考2中「署名(記名を含む。)押印のうえ)を削る。

第二十六号の三十一様式中「立会人 () 印」を「立会人 ()
」に、「年 月 日 印」を「年 月 日 」
に改める。

第二十六号の五十一様式(その一)中「印」を削る。

第二十六号の五十一様式(その二)中

「上記の検索に立ち合い検索調書謄本を受領しました。

()

④」を

「上記の検索に立ち合い検索調書謄本を受領しました。

()

」に、

「検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。

() 年 月 日

④」を

「検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。

() 年 月 日

」に改める。

第116号の五十二様式(その三)中「④」を削る。

第119号様式中「(収納取扱金融機関名)」を削る。

第六十九号の三様式(その三)を第六十九号の四様式(その三)とし、第六十九号の三様式(その二)を第六十九号の四様式(その二)とし、第六十九号の三様式(その一)を第六十九号の四様式(その一)とし、第六十九号の二様式を第六十九号の三様式とし、第六十九号様式(その三)を削り、第六十九号様式(その二)を第六十九号の二様式(その二)とし、第六十九号様式(その一)を第六十九号の二様式(その一)とし、第六十八号の四様式の次に次の一様式を加える。

第69号様式

申請書受付 整理番号	第 号
---------------	-----

自動車税(種別割)納税証明書交付申請書
(継続検査用)
(構造等変更検査用)

住所又は所在地	
氏名又は名称	

登録番号	石川 金沢	車台番号 下4桁				
		<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				

自動車の継続検査等の申請に使用したいので、上記自動車に係る自動車税(種別割)について、滞納がないことを証明してください。

(受付印)	摘要
-------	----

備考 申請される自動車の車検証に記載されている車台番号の下4桁を記入してください。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十七号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び別記様式第一号備考5(1)中「~~遊~~遊」を「半島振興」(昭和60年法律第63号)第17条中「遊」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(裏)備考2(4)中「~~第25条~~」を「第25条」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則第二条の規定は、令和三年四月一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十八号

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の対象となる旅館業)

第二条 条例第二条第一項の規定で定める旅館業は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)とする。

(課税標準額の計算)

第三条 条例第二条第一項第一号の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下この号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

× 当該取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額

当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)

二 前号以外の場合

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得

× 当該取得等をした特別償却設備に係る従業者の数

当該特別償却設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(公害の防止に関する法令)

第四条 条例第三条の規則で定める公害の防止に関する法令は、次に掲げるとおりとする。ただし、第十四号から第二十九号までに掲げる法令については、公害の防止に関する規定に係る部分に限るものとする。

一 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)

二 公害紛争処理法(昭和三十五年法律第八号)

三 公害防止事業費事業者負担法(昭和三十五年法律第三十三号)

四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和三十五年法律第三十六号)

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三十七号)

六 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和三十五年法律第三十九号)

七 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和三十五年法律第四十一号)

八 悪臭防止法(昭和三十六年法律第九十一号)

九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和三十六年法律第七号)

十 自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)

十一 都市緑地法(昭和三十八年法律第七十二号)

十二 振動規制法(昭和三十九年法律第六十四号)

十三 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)

十四 農業取締法(昭和三十二年法律第八十二号)

十五 化製場等に関する法律(昭和三十二年法律第四十号)

十六 港則法(昭和三十二年法律第七十四号)

十七 漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第三十七号)

十八 港湾法(昭和三十五年法律第二百十八号)

十九 採石法(昭和三十五年法律第二百九十一号)

二十 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三十三号)

二十一 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)

二十二 と畜場法(昭和三十八年法律第一百四十四号)

二十三 ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)

二十四 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)

二十五 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)

二十六 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)

二十七 電気事業法

二十八 砂利採取法(昭和三十二年法律第七十四号)

二十九 石川県漁港管理条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)

(課税免除の申請)

第五条 条例第四条の規定により課税免除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる申請書を提出しなければならない。

- 一 法人の事業税 法人事業税課税免除申請書(別記様式第一号)
- 二 個人の事業税 個人事業税課税免除申請書(別記様式第二号)
- 三 不動産取得税 不動産取得税課税免除申請書(別記様式第三号)

(課税免除の取消し)

第六条 条例第五条の規定により課税の免除を取り消した場合においては、その旨を別記様式第四号による課税免除取消通知書により、当該取り消された者に通知し、当該免除に係る税額を直ちに徴収するものとする。

(知事の権限の委任)

第七条 条例に規定する知事の権限は、県総合事務所長(県税事務所長を含む。)に委任する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、次項及び附則第三項の規定を除き、令和三年四月一日から適用する。
(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の廃止)
- 2 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第五十四号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(旧規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 旧規則の規定は、条例附則第三項の規定により旧過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号)の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

別記様式第1号(第5条関係)

(表)

法 人 事 業 税 課 税 免 除 申 請 書						
石川県 事務所長 様						年 月 日
		所在地				
		法人名				
		代表者氏名				
		資本金の額等		円		
		法人番号				
<p>過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第4条の規定により、次のとおり法人事業税の課税の免除を申請します。</p>						
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		確・修	事業の種類		
免除を受けようとする税額	区 分		課税標準	税率	税 額	
	所得金額	年400万円以下の金額	円	— 100	円	
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		— 100		
		年800万円を超える金額		— 100		
	合 計					
事業の用に供した特別償却設備に関する明細						
区 分	新 設 ・ 増 設 ・ そ の 他		事業の用に供した日		年 月 日	
所 在 地			事業の用に供した日の属する事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
事 務 所 又 は 事業所の名称						
事業の種類						
減価償却資産の取得価額	種 類	取 得 価 額	種 類	取 得 価 額		
	建物及びその附属設備	円	工具・器具及び備品	円		
	構 築 物		船 舶 ・ 航 空 機			
	機 械 及 び 装 置		合 計			
	車 両 及 び 運 搬 具					
公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けたことの有無			有	命令に違反した日	年 月 日	
			無	罰則の適用を受けた日	年 月 日	
摘 要						

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副2通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を2通添付してください。
 - (1) 事業所全体の平面見取図（この見取図には、取得等に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を明示すること。）
 - (2) 取得等をした事業年度に係る減価償却資産の償却に関する明細書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16）及び特定地域における工業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表の写し
- 3 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。
- 4 「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。なお、2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付けてください。
- 5 「課税標準」欄には、次により算定した額を記載してください。
 - (1) 主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である場合にあっては、本県において課されるべき事業税の課税標準の額（所得の階層区分により段階税率が適用される場合には、その区分されたそれぞれの課税標準の額。(2)において同じ。)に取得等をした特別償却設備に係る固定資産の価額を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額）で除して得た額
 - (2) (1)以外にあっては、本県において課されるべき事業税の課税標準の額に取得等をした特別償却設備に係る従業者の数を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た額
- 6 「課税標準」欄の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 7 「公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けたことの有無」欄は、取得等をした事業所について、次に掲げる法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けた場合にあっては「有」を、そうでない場合にあっては「無」を○印で囲んでください。

なお、「有」を○印で囲んだ場合にあっては、その日を該当欄に記載するとともに、その根拠法令名を摘要欄に記載してください。

 - (1) 大気汚染防止法
 - (2) 騒音規制法
 - (3) 水質汚濁防止法
 - (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
 - (5) 自然公園法
 - (6) 公害紛争処理法
 - (7) 公害防止事業費事業者負担法
 - (8) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (10) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
 - (11) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
 - (12) 悪臭防止法
 - (13) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
 - (14) 自然環境保全法
 - (15) 都市緑地法
 - (16) 振動規制法
 - (17) ダイオキシン類対策特別措置法
 - (18) 農薬取締法

- (19) 化製場等に関する法律
- (20) 港則法
- (21) 漁港漁場整備法
- (22) 港湾法
- (23) 採石法
- (24) 毒物及び劇物取締法
- (25) 高圧ガス保安法
- (26) と畜場法
- (27) ガス事業法
- (28) 下水道法
- (29) 工場立地法
- (30) 河川法
- (31) 電気事業法
- (32) 砂利採取法
- (33) 石川県漁港管理条例

(裏)

備考

- 1 「課税標準の総額」欄には、本県において課される事業税の課税標準の額を記載してください。
- 2 「適用する区分の基準」欄は、次による数値を記載してください。
 - (1) 主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の場合
事業年度の末日現在における有形固定資産の価額
 - (2) (1)以外の場合
事業年度の末日現在の当該設備に係る従業者の数。ただし、次のアからウまでに掲げる設備にあっては、それぞれアからウまでに掲げる従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とする。
 - ア 事業年度途中で事業の用に供した設備
$$\text{事業年度の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{事業の用に供した日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$
 - イ 事業年度途中で廃止された設備
$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$
 - ウ 事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備
$$\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}$$なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とすること。
- 3 「課税標準額」は、「課税標準の総額」欄の所得金額の合計額に「区分の基準」の既設の設備又は取得等をした特別償却設備に係る数値を乗じ、合計の数値で除して算定してください。
なお、「区分の基準」が固定資産の価額であってその金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算してください。
- 4 「課税標準の総額」欄の各欄に記載すべき金額及び「課税標準額」欄の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 5 「事務所又は事業所の従業者数の内訳」欄は、「区分の基準」が従業者数となる場合のみ記載してください。

付表2

減価償却資産の取得価額等の明細書						
減価償却資産の名称	取得の方法	取得年月日	取 得 価 額	耐用年数	特別償却の有無	摘 要
		. .	円			
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
合 計						

主要生産品目の増加生産額内訳書							
品目	区分	取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日以後の生産高 A		取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日以前の生産高 B		増 加 生 産 高 A - B	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
			円		円		円

備考

- 1 個人及び資本金の額等が5千万円以下の法人にあっては、記載を要しない。
- 2 旅館業又は農林水産物等販売業の用に供する設備を新・増設した場合にあっては、記載を要しない。

別記様式第2号(第5条関係)

(その1)

(表)

個人事業税課税免除申請書				
石川県 事務所長 様				年 月 日
		住 所		
		氏 名		
<p>過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第4条の規定により、次のとおり個人事業税の課税の免除を申請します。</p>				
年 度	年 度	所得金額の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
免除を受けようとする税額		所 得 金 額 (課税標準額)		円
		税 率	— 100	
		税 額		円
事業の用に供した特別償却設備に関する明細				
区 分	新 設 ・ 増 設 ・ そ の 他		事業の種類	
所 在 地				
事 務 所 又 は 事業所の名称			事業の用に 供した日	年 月 日
減価償 却資産 の取得 価額	種 類	取 得 価 額	種 類	取 得 価 額
		円	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	円
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備		船 舶 ・ 航 空 機	
	構 築 物		合 計	
	機 械 及 び 装 置			
車 両 及 び 運 搬 具				
公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、 又は罰則の適用を受けたことの有無		有 ・ 無	命令に違反した日	年 月 日
			罰則の適用を受けた日	年 月 日
摘 要				

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副2通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を2通添付してください。
 - (1) 別記様式第1号付表2による減価償却資産の取得価額等の明細書
 - (2) 事業所全体の平面見取図（この見取図には、取得等に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を明示すること。）
 - (3) 取得等をした年に係る減価償却資産の償却に関する明細書（所得税青色申告決算書の減価償却費の計算書）の写し
- 3 「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
なお、2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付けてください。
- 4 「所得金額（課税標準額）」欄には、本県において課されるべき事業税の課税標準の額に取得等をした特別償却設備に係る従業者の数を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た数を記載してください。この場合において、課税標準の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 5 「公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けたことの有無」欄は、取得等をした事業所について、次に掲げる法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けた場合にあつては「有」を、そうでない場合にあつては「無」を○印で囲んでください。
なお、「有」を○印で囲んだ場合にあつては、その日を該当欄に記載するとともに、その根拠法令名を摘要欄に記載してください。
 - (1) 大気汚染防止法
 - (2) 騒音規制法
 - (3) 水質汚濁防止法
 - (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
 - (5) 自然公園法
 - (6) 公害紛争処理法
 - (7) 公害防止事業費事業者負担法
 - (8) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (10) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
 - (11) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
 - (12) 悪臭防止法
 - (13) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
 - (14) 自然環境保全法
 - (15) 都市緑地法
 - (16) 振動規制法
 - (17) ダイオキシン類対策特別措置法
 - (18) 農業取締法
 - (19) 化製場等に関する法律
 - (20) 港則法
 - (21) 漁港漁場整備法
 - (22) 港湾法
 - (23) 採石法
 - (24) 毒物及び劇物取締法
 - (25) 高圧ガス保安法
 - (26) と畜場法
 - (27) ガス事業法
 - (28) 下水道法
 - (29) 工場立地法
 - (30) 河川法
 - (31) 電気事業法
 - (32) 砂利採取法
 - (33) 石川県漁港管理条例

(裏)

備考

- 1 「所得金額の総額」欄には、本県において課される事業税の課税標準となる所得金額を記載してください。
- 2 「従業者数」欄には、所得金額の算定期間(以下「算定期間」という。)の末日現在における当該設備に係る従業者の数を記載してください。ただし、次のアからウまでに掲げる設備にあっては、それぞれアからウまでに掲げる従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を記載してください。

ア 算定期間の中で事業の用に供した設備

$$\frac{\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \text{事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

イ 算定期間の中で廃止された設備

$$\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

ウ 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とすること。

- 3 「所得金額」欄には、所得金額の総額に既設の設備又は取得等をした特別償却設備に係る従業者数を乗じ、合計の従業者数で除して得た額を記載してください。この場合において、所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(その2)

個人事業税課税免除申請書

年 月 日

石川県 事務所長 様

住 所	
氏 名	

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第4条の規定により、次のとおり個人事業税の課税の免除を申請します。

年 度	年 度	所得金額の 算定期間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする税額		所得金額 (課税標準額)	円
		税 率	$\frac{\quad}{100}$
		税 額	円

事務所又は 事業所の所在地		事業の種類	
------------------	--	-------	--

自家労力等に関する明細

事業主及び その同居の 親 族	氏 名	事業主との 続 き 柄	事業に従事 した日数	延べ労働 日数(㊦) の $\frac{1}{2}$	事業主及び その同居の 親族の延べ 労働日数 (㊧)	延べ労働 日数(㊨) の $\frac{1}{3}$
				㊦	㊧	㊨
				日	日	日
	計 ㊩					
	上記以外の者が事業に従事した日数 ㊰				㊦ \geq ㊧ $>$ ㊨	
合 計 ㊩+㊰ ㊱						

摘 要

備考

- この申請書は、正副2通を提出してください。
- 「所得金額(課税標準額)」欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

別記様式第3号(第5条関係)

(表)

不動産取得税課税免除申請書

石川県 事務所長 様

年 月 日

住 所	
氏名又は名称	
資本金の額等	円

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第4条の規定により、次の不動産の取得に対する不動産取得税の課税の免除を申請します。

家屋	所 在	家屋番号	種類	構造	建て床面積	延べ床面積	建設着手年月日	取得の方法	取得年月日	取得価額
						m ²	m ²
屋							
							
土地	所 在	地番	地目	地積	取得の方法	取得年月日	取得価額	摘 要		
				m ²		. .	円			
						. .				
						. .				

事業の用に供した特別償却設備に関する明細

区 分	新 設 ・ 増 設 ・ そ の 他	事業の用に供した日	年 月 日
所 在 地			
事 務 所 又 は 事業所の名称		事業の用に供した日の属する事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 の 種 類			

減価償却資産の取得価額	種 類	取 得 価 額	種 類	取 得 価 額
	建物及びその附属設備	円	工具・器具及び備品	円
	構 築 物		船 舶 ・ 航 空 機	
	機 械 及 び 装 置		合 計	
	車 両 及 び 運 搬 具			

公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けたことの有無	有	命令に違反した日	年 月 日
	無	罰則の適用を受けた日	年 月 日

摘 要

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副2通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を2通添付してください。
 - (1) 別記様式第1号付表2による減価償却資産の取得価額等の明細書及び主要生産品目の増加生産額内訳書
 - (2) 事業所全体の平面見取図(この見取図には、取得等に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を示すこと。)
 - (3) 取得等をした事業年度又は年に係る減価償却資産の償却に関する明細書(法人にあっては法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16及び特定地域における工業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表、個人にあっては所得税青色申告決算書の減価償却費の計算書)の写し
- 3 「公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けたことの有無」欄は、取得等をした事業所について、次に掲げる法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けた場合にあっては「有」を、そうでない場合にあっては「無」を○印で囲んでください。

なお、「有」を○印で囲んだ場合にあっては、その日を該当欄に記載するとともに、その根拠法令名を摘要欄に記載してください。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 騒音規制法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
- (5) 自然公園法
- (6) 公害紛争処理法
- (7) 公害防止事業費事業者負担法
- (8) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (10) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- (11) 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
- (12) 悪臭防止法
- (13) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- (14) 自然環境保全法
- (15) 都市緑地法
- (16) 振動規制法
- (17) ダイオキシン類対策特別措置法
- (18) 農薬取締法
- (19) 化製場等に関する法律
- (20) 港則法
- (21) 漁港漁場整備法
- (22) 港湾法
- (23) 採石法
- (24) 毒物及び劇物取締法
- (25) 高圧ガス保安法
- (26) と畜場法
- (27) ガス事業法
- (28) 下水道法
- (29) 工場立地法
- (30) 河川法
- (31) 電気事業法
- (32) 砂利採取法
- (33) 石川県漁港管理条例

別記様式第 4 号 (第 6 条関係)

課 税 免 除 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称

石 川 県 知 事
石川県 事務所長

印

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり課税免除を取り消したので、通知します。

年度又は事業年度	税 目	免除を取り消した税額
		円
取消しの理由		

備考

- 1 この取消処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、正副 2 通を作成し、なるべく当 所 を経由して提出してください。なるべく課税地を所管する県総合 (県税) 事務所
- 2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、県を被告として (知事が、被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、
 - ① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても判決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき
 は、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

訓 令

石川県訓令第8号総務部 税務課
県総合事務所
県税事務所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年7月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

第23号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第9号総務部 税務課
県総合事務所
県税事務所

石川県税犯則事件事務取扱規程(平成30年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和3年7月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

第5号様式中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

第6号様式、第9号様式及び第12号様式中「㊟」を削る。

第17号様式中「氏名又は名称 ㊟」を「氏名又は名称 」に改める。

第28号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県税犯則事件事務取扱規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。